
佐 渡 市 公 用 車 売 却 実 施 要 領

車両の入れ替え等により不用になった公用車（以下「車両」という。）を、オープンカウンター方式により売却します。購入を希望する方は、次の事項をご承知のうえ、参加してください。

なお、オープンカウンター方式とは、見積りの相手方を特定せず、内容・数量等を公示し、参加を希望する方から広く見積書を募る方式です。

1. 売却対象の車両

売却対象の車両は次に掲げるものとします。見積書の提出の際には、最低売却価格以上の金額を記載してください。なお、長期間使用した車両につき劣化・退色・傷・錆等が見られますので現物をよくご確認ください。

- ※1 所有者の変更または、一時抹消登録にかかる費用は落札者の負担となります。
- ※2 車体に描かれている佐渡市の名称等は落札者の負担で除去してください。
- ※3 ドライブレコーダー等の装備類は撤去したものを売却いたします。
- ※4 出品車両は保安部品はじめ、エンジン、エンジン補器類、ベルト関連、走行駆動部、足回り、操舵装置、制動装置、エアコン・暖房等、座席、内装、室内灯他、一切の装備は現状であり、故障や破損等の不備があっても補償しません。





●物件番号 1

車名	トヨタ ハイエース グランドキャビン
登録番号	新潟300そ1788
型式	KH-KZH120G
原動機の型式	1KZ
初年度登録年月	平成12年3月
自動車の種別	普通
用途	乗用
車体の形状	ステーションワゴン
乗車定員	10人
車両重量・車両総重量	2070kg・2620kg
長さ・幅・高さ	525cm・169cm・223cm
走行距離	193,419 km
燃料の種類・総排気量	軽油・2.98L
車検満了日	令和5年6月6日
最低売却価格	10,000円
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所：佐渡市宮川 甲421番地8 ・連絡先：佐渡市財務部財務課管財係 (電話：67-7036)

★ハイエースワゴンにあってはイージークローザーが動作不良となっています。





●物件番号 2

車名	三菱 マイクロバスローザ
登録番号	新潟 200 さ 1211
型式	PA-BE66DG
原動機の型式	4M50
初年度登録年月	平成18年12月
自動車の種別	普通
用途	乗合
車体の形状	キャブオーバ (マイクロバス)
乗車定員	26人
車両重量・車両総重量	4080kg・5510kg
長さ・幅・高さ	699cm・201cm・260cm
走行距離	286,600km
燃料の種類・総排気量	軽油・4.89L
車検満了日	令和4年12月27日
最低売却価格	10,000円
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・保管場所：佐渡市宮川 甲421番地8 ・連絡先：佐渡市財務部財産管理課管財係 (電話：67-7036)

★マイクロバスローザにあつては暖房機器の排気部品に破損があります。

★停車後時間経過に伴いエアサスが少しずつ抜けるようです。

2. 参加資格

参加資格者は、18歳以上で佐渡市内に住民登録をしている個人及び佐渡市内で法人登録をしている法人で、直ちに代金を納めてその物品を引き取ることができる者とします。

ただし、次に該当する方を除きます。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する以下の者
 - ① 成年被後見人
 - ② 未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ③ 破産者で復権を得ない者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者

※転売を目的とする場合は、見積書提出の際に古物商許可証の写しを添付してください。過去に入札に参加し、許可証の写しを提出した方も同様です。

3. 受付期間及び場所

本実施要領を十分お読みのうえ、受付期間内に見積書（別紙1）を封筒（別紙2参照）に入れ提出してください。なお、受付期間中（ただし、土日・祝日は除きます。）は、物品を保管する場所で確認できます。

- (1) 受付期間：令和5年8月10日（木）～令和5年8月31日（木）
午前8時30分から午後5時まで（ただし、土日・祝日は除きます。）
郵送の場合も令和5年8月31日（木）必着とします。
- (2) 受付場所：佐渡市役所 財産管理課 管財係 電話（0259）67-7036
- (3) 現車確認：車両の確認を希望する場合は、事前に担当へご連絡ください。確認日の3日前までに財産管理課管財係までメール或いはFAXで申し込み下さい。
当該車両は佐渡市宮川倉庫敷地内にあります。現車の確認は8月21日（月）午前9時30分～11時30分⑩13時30分～16時30分のいずれかになります。

4. 契約の相手方の決定について

開札は、令和5年9月1日（金）午前10時から、非公開で行います。

有効な見積書を提出した者のうち、最低売却価格以上で最高価格のものをもって落札者と決定し、落札者には電話にて通知します。なお、落札となる同価格の入札者が2名以上いるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。

5. 売買代金について

落札者が見積書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を売買代金とし、落札者決定後、直ちに納入してもらいます。

6. 所有権の移転及び車両の引渡し

- (1) 売却車両の所有権は、売買代金を完納したときに移転するものとし、落札者は令和5年9月8日（金）から令和5年9月22日（金）の午前8時30分から午後5時までに車両を搬出してください。（ただし、土・日曜日は除きます。）
- (2) 車両の引渡し方法は現状渡しとし、名義変更等すべての手続き（所有者変更、自賠責保険の加入等）は落札者の負担で行うものとします。
また、引渡し後に生じる一切の経費についても落札者が負担するものとし、引渡し後の不調や故障についての補償は一切行ないません。
落札者は、車両引渡しの際に受領証（別紙3）を提出してください。
- (4) 落札者は、令和5年9月22日（金）までに次の書類等を提出してください。

- ①所有者変更後の車検証の写しまたは、一時抹消登録証の写し
- ②車体に描かれている佐渡市の名称等を除去した写真
- ③納税証明書

7. かし担保責任

落札者は、売買代金を納入後、売却車両に隠れたかしのあることを発見しても損害賠償の請求、又は契約の解除ができないものとします。

8. 結果の公開

見積り合せの結果について、落札者名及び落札金額を公開することがあります。

9. その他の留意事項

- (1) 参加しようとする方は、本実施要領に記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 本実施要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、佐渡市財務規則の定めるところにより処理します。
- (3) その他不明な点は下記までお問い合わせください。

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地

佐渡市役所 財産管理課 管財係 電話 (0259) 67-7036